

飯能市廃棄物処理施設入札に関する運用基準

(平成24年3月15日決裁)

(平成30年9月28日一部改正決裁)

1 趣 旨

この基準は、廃棄物処理施設に係る競争入札をするにあたり必要な基準を定めるものとする。

2 最低制限価格制度

廃棄物処理施設に関する建設工事（改修、修繕を含む）、解体工事及び設計調査業務においては、最低制限価格制度は原則として採用しない。

ただし、市長は十分に必要性を検討し、その理由を公表した場合に限って、最低制限価格制度を採用することができる。

3 最低制限価格の設定

最低制限価格を設定する場合には、必要性に応じた設定をし、予定価格の一定比率とするような画一的な設定はしない。

4 低入札調査基準価格

最低制限価格制度を採用しない場合には低入札調査基準価格を設定することができる。

附 則

この基準は、平成24年4月1日以後に廃棄物処理施設における建設工事の競争入札を実施する場合について適用する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日以後に廃棄物処理施設における競争入札を実施する場合について適用する。